第４－７Ｂの見出し中「第23条」を「第23条、第26条」に改め、「第29条」の右に「、第29条の２」を加え、同Ｂ中「情報提供者は」を「情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は」に改め、「第19条第７号」の右に「又は第８号」を加え、「情報提供者の」を「情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者の」に改める。

第４－７Ｃの見出し中「第25条」を「第25条、第26条」に、同Ｃ中「情報提供者は、情報提供等事務」を「情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は、情報提供等事務又は条例事務関係情報提供等事務」に、「情報提供者が情報提供等事務」を「情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者が情報提供等事務又は条例事務関係情報提供等事務」に改める。

第４－７Ｄの見出し、同Ｄ本文の規定、同Ｄａから同Ｄｇまでの見出し、同Ｄｈ本文の規定、同Ｄｈ①から同Ｄｈ③までの見出し、同Ｄ－ｉ本文の規定並びに同Ｄ－ｉ①及び同Ｄ－ｉ②の見出し中「第30条第４項」を「第31条第４項」に改め、同Ｄ－ｉ②中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は条例事務関係情報照会者」に改め、同Ｄ－ｊの見出し中「第30条第４項」を「第31条第４項」に改める。

別紙の要点中「**個人番号及び特定個人情報**」を「**個人番号（生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。）及び特定個人情報**」に、「**主務大臣のガイドライン等**」を「**個人情報保護法ガイドライン等**」に改める。

別紙の②本文中「主務大臣のガイドライン等」を「個人情報保護法ガイドライン等」に改め、同②（注）を次のように改める。

（注）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者をいう。ただし、次に掲げる事業者を除く。

・　個人番号利用事務実施者
・　委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
・　金融分野（個人情報保護委員会・金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第１条第１項に定義される金融分野）の事業者
・　その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去６月以内のいずれかの日において5,000を超える事業者

ここでいう「従業員」とは、「中小企業基本法」（昭和38年法律第154号）における従業員をいい、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）第20条の適用を受ける労働者に相当する者をいう。ただし、同法第21条の規定により同法第20条の適用が除外されている者は除く。

別紙の②Ｂ中「取得する」を「取得」に、「利用を行う」を「利用」に、「保存する」を「保存」に、「提供を行う」を「提供」に、「削除・廃棄を行う」を「削除・廃棄」に改める。

別紙の②Ｃｂ中「運用状況」を「運用を行うとともに、その状況」に、「持出し」を「持ち運び」に改め、同Ｃｄ中「及び主務大臣等」を「又は事業所管大臣等」に改め、同Ｃｅ中「他部署等による監査を実施する」を「他部署等による監査を実施することが考えられる」に改める。

別紙の②Ｄｂ中「研修等を行う」を「研修等を行うことが考えられる」に改める。

別紙の②Ｅｂ中「保管する」を「保管することが考えられる」に改め、同Ｅｃ及びＥｄを次のように改める。

ｃ　電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止

特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ場合、容易に個人番号が判明しないよう、安全な方策を講ずる。

「持ち運ぶ」とは、特定個人情報等を管理区域又は取扱区域から外へ移動させること又は当該区域の外から当該区域へ移動させることをいい、事業所内での移動等であっても、特定個人情報等の紛失・盗難等に留意する必要がある。

≪手法の例示≫

＊　特定個人情報等が記録された電子媒体を安全に持ち運ぶ方法としては、持ち運ぶデータの暗号化、パスワードによる保護、施錠できる搬送容器の使用、追跡可能な移送手段の利用等が考えられる。ただし、行政機関等に法定調書等をデータで提出するに当たっては、行政機関等が指定する提出方法に従う。

＊　特定個人情報等が記載された書類等を安全に持ち運ぶ方法としては、封緘、目隠しシールの貼付、追跡可能な移送手段の利用等が考えられる。

【中小規模事業者における対応方法】

○　特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞄に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずる。

ｄ　個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄

個人番号関係事務又は個人番号利用事務を行う必要がなくなった場合で、所管法令等において定められている保存期間等を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに復元不可能な手段で削除又は廃棄する。

→ガイドライン第４－３－(3)Ｂ参照

個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する。

≪手法の例示≫

＊　特定個人情報等が記載された書類等を廃棄する場合、焼却又は溶解、復元不可能な程度に細断可能なシュレッダーの利用、個人番号部分を復元不可能な程度にマスキングすること等の復元不可能な手段を採用することが考えられる。

＊　特定個人情報等が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を採用することが考えられる。

＊　特定個人情報等を取り扱う情報システム又は機器等において、特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合、容易に復元できない手段を採用することが考えられる。

＊　特定個人情報等を取り扱う情報システムにおいては、保存期間経過後における個人番号の削除を前提とした情報システムを構築することが考えられる。

＊　個人番号が記載された書類等については、保存期間経過後における廃棄を前提とした手続を定めることが考えられる。

【中小規模事業者における対応方法】

○　特定個人情報等を削除・廃棄したことを、責任ある立場の者が確認する。

別紙の②Ｆｃ中「遮断する」を「遮断することが考えられる」に、「導入する」を「導入することが考えられる」に、「確認する」を「確認することが考えられる」に、「最新状態とする」を「最新状態とすることが考えられる」に、「検知する」を「検知することが考えられる」に改める。

別冊の目次〈参考〉中「第３－７　個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者における特定個人情報の取扱い
第３－８　本ガイドラインの見直しについて」を「第３－７　本ガイドラインの見直しについて」に改める。

別冊の別冊の位置付けを次のように改める。

別冊の位置付け

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下「事業者ガイドライン」という。）は、事業者が主として従業員等の個人番号を取り扱う事務を行うことを前提に作成されている。